

# 美浜3号機差し止め認めず

## 40年超も危険性否定

### 大阪高裁決定

運転開始から40年を超えて稼働している関西電力美

浜原発3号機（美浜町）は老朽化して危険だとして、福井、滋賀、京都3府県の住民7人が関西電力に差

し止めを求めた仮処分の際時抗告審で、大阪高裁は15日、住民側の訴えを退けた。大阪地裁決定を支持し、差

し止めを認めない決定を出した。長谷川浩二裁判長は「具体的な危険性があるとは認められない」と判断した。

国は60年を超える運転を可能とするなど原発の積極活用を進めており、こうした流れを追認した形となった。

住民側の弁護団は「不当な決定」とする声明を発表。最高裁に不服申し立て

するかどうかを協議する。関西側は「主張を誤理解いただいた」とのコメントを出した。

巨大地震に対する安全性が主な争点だった。長谷川

裁判長は、東京電力福島第1原発事故後に策定された国の新規制基準に沿って経年劣化の状況が点検されて

いるとした上で「点検の結果、欠陥は認められず、運転に懸念を生じさせるような劣化は認められないことが確認されている」と指摘。点検の項目にも不合理な点は見当たらないとした。

住民側は1月の能登半島地震を踏まえて避難計画の不備も訴えたが、十分な証明がなされていないとして「検討するまでもなく、主張は採用できない」と退け

た。

美浜3号機は1976年に営業運転を開始。福島原発事故後の2011年5月に定期検査で停止したが、運転開始から原則40年、最長60年のルールに基づき、21年6月、40年を超える原発として国内で初めて再稼働した。

大阪地裁が22年12月に申し立てを却下し、住民側が即時抗告していた。